

課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条各項及び第64条の規定に該当する資産を取得された場合は、「償却資産申告書」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の備考及び摘要欄に該当条項を記入し、添付書類（届出書・許認可書などの写し）と共に提出してください。下記の表以外にも特例対象資産があります。詳しくはお問い合わせください。

※課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

規定		対象資産	適用期間	特例率	添付書類
法第349条の3	第5項	内航船舶	期限なし	1/2	船舶検査証・船籍票・登録票の写し等
本法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	期限なし (R6.3.31までに取得)	1/2	特定施設設置届出書(使用、変更)の写し等
	第2項第5号	公共下水道除害施設	期限なし (R6.3.31までに取得)	3/4	排水設備新設等計画確認通知書・排水設備検査済証の写し等
	第26項第1号イ	太陽光発電 (1,000kW未満)	3年間 (R6.3.31までに取得)	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助による補助を受けていることがわかるもの ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外
	第26項第2号イ	特定太陽光発電設備 (1,000kW以上)	3年間 (R6.3.31までに取得)	3/4	
	第26項第1号ロ	風力発電 (20kW以上)	3年間 (R6.3.31までに取得)	2/3	固定価格買取制度に係る認定通知書の写し
	第26項第2号ロ	特定風力発電設備 (20kW未満)	3年間 (R6.3.31までに取得)	3/4	
本法附則第64条		先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者の設備 ※税法の改正により、家屋及び構築物も特例対象資産となりました。	3年間 (R5.3.31までに取得)	0	計画申請書、認定書、工業会等の証明書の写し